

大分県公共建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、公共建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向、公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物における地域材の利用の目標、公共建築物等の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。なお、本基本方針における地域材とは、大分県内の森林から産出された原木を製材した木材、もしくは県内の加工業者等から供給された国産材とする。

第1 公共建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 公共建築物等における地域材の利用の促進の意義

(1) 地域材の利用の促進の意義

森林は、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、断熱性、調湿性に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材である。

このため、地域材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

(2) 地域材の利用の促進の効果

県内における公共建築物については、本基本方針策定後、木造化や内装等の木質化（注）が進められているが、近年、新たな木質部材及び接合技術の開発や、耐火設計

など地域材利用を推進する建築基準の整備がなされ、更なる地域材の利用の可能性が広がっている。

また、公共建築物は、広く県民一般の利用に供されるものであることから、地域材の利用促進を通じ、これら公共建築物を利用する多くの県民に対して、木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。とりわけ、県及び市町村が、その整備する公共建築物において、新たな木質部材を含む地域材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、地域材の特性やその利用の促進の意義について県民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

このようなことから、公共建築物等に重点を置いて、地域材の利用の促進を図ることにより、公共建築物等における地域材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における地域材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての地域材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 公共建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

公共建築物等の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材利用が抑制された時期があった。法施行後は、木材利用が促進されているものの、まだまだ低位に留まっている。

このため、1の公共建築物等における地域材の利用の促進の意義を踏まえ、非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、公共建築物等については可能な限り木造化又は内装等の木質化を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物等における地域材の利用の促進を図るものとする。

(1) 県の役割

県は、県内の公共建築物等における地域材の利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、整備する公共建築物等における地域材の利用の促進に取り組むほか、本基本方針に基づく取組の実施状況を定期的に把握し、地域材の利用の促進に向けた課題について分析を行った上で、その結果について明らかにするよう努めるものとする。

また、上記の分析結果や情勢の推移等により必要が生じたときは、県基本方針を変更するよう努めるものとする。

さらに、市町村との連携を緊密にすることにより、例えば公共建築物を整備しようとする市町村に対し、県が地域材の調達について県内の情報や地域材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(2) 市町村の役割

市町村は、市町村内の公共建築物における地域材の利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、法第9条に規定する市町村内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（※県内全市町村策定済み、以下「市町村方針」という。）に基づき、整備する公共建築物等における地域材の利用の促進に取り組むほか、市町村方針の公表に努めるとともに、当該方針に基づく取組の実施状況を定期的に把握し、地域材の利用の促進に向けた課題について分析を行った上で、その結果について明らかにするよう努めるものとする。

また、上記の分析結果や情勢の推移等により必要が生じたときは、市町村方針を変更するよう努めるものとする。

（3）関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

県又は市町村以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本基本方針を踏まえ、県又は市町村が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物等における地域材の利用の促進及び公共建築物等の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に努めるものとする。

例えば、公共建築物を整備する者にあつては、公共建築物における地域材利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する公共建築物において積極的に地域材を利用するよう努めるものとする。また、木材製造業者その他の地域材の生産又は供給に携わる者、建築物における地域材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、相互に連携しつつ、公共建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらニーズに対応した高品質で安価な地域材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、地域材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

（4）地域材の供給及び利用と適正な森林整備の両立

公共建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と地域材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、地域材製造業者その他の関係者は、県又は市町村が講ずる関連施策に協力しつつ、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法性が確保された木材及び木材を加工した製品等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、公共建築物等を整備する者は、その整備する公共建築物等において地域材を利用するに当たり、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成29年5月20日施行。通称「クリーンウッド法」）の趣旨を踏まえるとともに、「大分県グリーン購入推進方針（平成14年4月1日施行）」に基づく環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

（5）県民の理解の醸成

県は、公共建築物等における地域材利用を効果的に促進するとともに地域材の利用の促進に向けた県民各層の自発的な努力を促していくためには、地域材の利用の促進に関する県民の理解の醸成が不可欠であることを踏まえ、公共建築物等における地域材の利用の促進の意義等について県民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

(注) この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、その代表的な建築物を別表1に例示する。

2 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物等における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進を図るものとする。

(1) 建築材料としての地域材の利用の促進

積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、建築物における地域材の需要の拡大のため、CLT（直交集成板）のような新たな木質部材の採用や建築基準の適用等を踏まえ積極的に検討を行う。

加えて、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

(2) 建築材料以外の地域材の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

(3) その他地域材の利用の促進に向けた取組

法に基づく木材製造の高度化に関する計画の認定、公共建築物等における地域材の利用を担う設計者や地域材の加工技術者その他の人材の育成、強度や耐火性に優れた地域材や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発・普及、公共建築物の利用に適した地域材の供給体制の整備、公共建築物等における地域材の利用の具

体的な事例や建築コスト、地域材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供その他の施策の総合的な展開が図られるよう努めるものとする。

3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐっては、平成 12 年の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用するなどにより木造化することが可能となった。

また、平成 27 年 6 月に木造建築関連基準の見直しを含む建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）が施行され、従来であれば、耐火建築物とする必要があった 3 階建ての木造の学校や延べ面積 3,000 平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで準耐火構造等での建築が可能となった。

さらに、平成 28 年 3 月及び 4 月には、CLT に関する建築基準法に基づく告示（強度、一般的な設計方法等）が公布・施行され、これにより、一般的な CLT パネル工法による建築物については、通常の建築確認手続で建築できるようになるとともに、CLT 等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになるなど、木造建築の可能性が広がっている。

ただし、中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな地域材を使用する必要があるなど、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合もあり、特に構造計画の面では、更なる技術的な知見の蓄積が必要な状況にある。

このため、公共建築物の整備においては、建築基準法の改正等による木造化の範囲が広がってきたことに留意し、1 の地域材利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物等とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進する。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、留置場等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

第 3 県が整備する公共建築物等における地域材の利用の目標

県は、法令の規定等により木材が使用できない場合、構造、耐久性など技術的に木材の使用が困難である場合、その他相当な理由により木材の使用が適当でない場合を除き、以下により地域材の利用の推進を図るものとする。なお、県が整備する公共建築物において利用する地域材については「大分県グリーン購入推進方針」に示された判断の基準を満たすものとする。

1 木造化の推進

整備する公共建築物のうち、第2の3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物（高さ13m以下かつ軒高9m以下で延床面積3,000㎡以下の建築物）について、原則として木造化を図るものとする。

2 内装等の木質化の推進

別表2に掲げる公共建築物の特に木質化を重点的に推進する箇所における内装等の木質化を推進するものとする。

3 その他地域材の利用の推進

木造化や内装等の木質化に当たっては、新たな木質部材の採用や建築基準の適用等を踏まえ、積極的に地域材利用に努めるものとする。

加えて、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

第4 公共土木工事における地域材の利用の促進

県は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所では木材又は木製品を用いた工種・工法を検討し、地域材の積極的な利用に努めるものとする。

第5 基本方針に基づき各部局長が定める公共建築物等における地域材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

各部局においては、本基本方針を踏まえ、所管に属する公共建築物等に求められる機能、各部局長が所掌する事務又は事業の性質等を勘案し、別表3に掲げる取組を推進するものとする。

第6 公共建築物等の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物等における地域材の利用の促進を図るためには、乾燥や強度といった性能が明らかな地域材及び合法性等が証明された地域材が、低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林

業生産性の向上、地域材の需給情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物等の整備における地域材の利用動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、県又は市町村は、これら地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

第7 その他公共建築物等における地域材の利用の促進に関する重要事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している地域材を使用する等の設計上の工夫や効率的な地域材の調達等によって、建設コスト等の適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物等の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物等を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることや、劣化対策による長寿命化を含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、地域材の利用に努めるものとする。

また、備品や消耗品についても、購入コストや、地域材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

さらに、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

2 公共建築物等における地域材の利用の促進のための体制整備に関する事項

公共建築物等における地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、財政的措置には最大限配慮するとともに、各部局間の円滑な連絡調整、公共建築物等における地域材の利用の促進に向けた取組の検討等を行う「大分県公共建築物等における地域材利用促進会議」を設置する。

附則 この方針は、平成23年 2月18日から適用する。

一部改正 平成28年 9月 1日

一部改正 平成30年 3月22日

別表1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

県又は市町村が整備する公共の用又は公用に供する建築物	広く大分県民の利用に供される社会教育・体育施設(図書館、美術館、青年の家、博物館、記念館、体育館、水泳場、公民館など)、保健・衛生施設(病院、診療所、保健所など)、社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設など)、教育・研修施設(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、研修所、講習所など)、行政施設(庁舎など)、住宅施設(公営住宅、職員住宅など)、研究施設(試験場、研究所など)、その他の施設(保養施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所など)
県又は市町村以外の者が整備する公共の用又は公用に供する建築物	広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設など)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)

別表2 内装等の木質化を重点的に推進する施設

	特に木質化を重点的に推進する箇所	
	各施設共通の箇所	施設ごとの箇所
社会教育・体育施設(図書館、美術館、青年の家、博物館、記念館、体育館、水泳場、公民館など)	ホール ロビー 廊下 会議室	展示室、資料室、図書館研修室、講堂、アリーナ、宿泊室、食堂等
保健・衛生施設(病院、診療所、保健所など)		待合室、食堂等
社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設など)		リハビリ室、図書室、研修室、面談室、居室、娯楽室等
教育・研修施設(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、研修所、講習所など)		教室、職員室、進路相談室、体育館、図書室、保健室等
行政施設(庁舎、警察署、交番など)		事務室、会議室、各種相談室、応接室、講堂、食堂等
住宅施設(公営住宅、職員住宅など)		各住戸内の玄関、居室等
研究施設(試験場、研究所など)		研修室、展示室、事務室等
その他の施設(保養施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所など)		上記に準じた箇所

別表3 各部局における取組内容

部 局 名	具 体 的 取 組 内 容
総 務 部	地共済が建築する職員住宅の内装木質化、木製品導入の推進
企 画 振 興 部	観光施設等の地域材の利用推進
福 祉 保 健 部	児童福祉施設、高齢者施設等の木造化、内装木質化、木製品導入の推進
生 活 環 境 部	私立学校等の木造化、内装木質化、木製品導入の推進 自然公園内施設の地域材の利用の推進
商 工 労 働 部	所管の施設の新築、改修、修繕工事において、木造化、内装木質化、木製品導入の推進
土 木 建 築 部	県営施設の木造化、内装木質化、木製品導入の推進 道路、河川、砂防等の土木工事への地域材の利用推進 市町村営住宅整備等の木造化、内装木質化、木製品導入の推進
病 院 局	県立病院関連施設等の内装木質化、木製品導入の推進
会 計 管 理 局	所管の施設の新築、改修、修繕工事において、木造化、内装木質化、木製品導入の推進
企 業 局	所管の施設の改修、修繕工事において、内装木質化、木製品導入の推進
教 育 庁	県立学校校舎・体育施設等の木造化、内装木質化、木製品導入の推進 市町村立学校の木造化、内装木質化、木製品導入の推進
警 察 本 部	駐在所等の木造化、内装木質化、木製品導入の推進
農 林 水 産 部	県営施設の木造化、内装木質化、木製品導入の推進 治山、林道等の土木工事への地域材の利用推進 農林水産補助事業施設等の木造化、内装木質化、木製品導入の推進
各部局共通事項	木質バイオマスを燃料とする施設、木製事務機などの導入の推進